

## 申請概要

### 1 申請者

- (1) NTT東日本株式会社（代表取締役社長 澁谷直樹）  
（以下「NTT東日本」という。）
- (2) NTT西日本株式会社（代表取締役社長 北村亮太）  
（以下「NTT西日本」という。）

### 2 申請年月日

令和8年3月31日（火）

### 3 申請の概要

NTT東日本及びNTT西日本が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第108条第1項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定を受けようとするもの

#### ○ 申請に係る第一号基礎的電気通信役務

役務の種類	内容
電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「規則」という。）第14条第2号の2に掲げる第一号基礎的電気通信役務	災害時に避難所等 <sup>※1</sup> における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね100名当たり1回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務  ⇒ いわゆる「災害時用公衆電話」に係る音声伝送役務

※1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設

#### ○ 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲

NTT東日本	NTT西日本
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥

川県、新潟県、山梨県及び長野県※ <sup>2</sup>	取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県※ <sup>3</sup>
-------------------------------	--

※<sup>2</sup> 静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域及び富山県中新川群立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を含み、長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く。

※<sup>3</sup> 静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域及び富山県中新川群立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を除き、長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を含む。

#### 4 指定の基準

法第 108 条第 1 項において第一種適格電気通信事業者の指定の基準とされている事項と申請内容との対応関係は、それぞれ次のとおり

- (1) 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況について、インターネットを利用することにより公表していること。

⇒ NTT東日本及びNTT西日本は、令和8年4月現在、規則第14条第2号の2に掲げる第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況についてインターネットを利用することにより公表している。

##### ① NTT東日本

(千円)

	営業 収益	営業費用					営業利益
			管理部門費用		利用部門		
			公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用			
災害時用公衆電話	109,177	939,190	938,528	938,528	-	663	▲830,014

##### ② NTT西日本

(千円)

	営業 収益	営業費用					営業利益
			管理部門費用		利用部門		
			公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用			
災害時用公衆電話	72,109	842,426	841,935	841,935	-	491	▲770,317

- (2) 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供している電気通信設備

が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

⇒ 規則第 14 条第 2 号の 2 に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供している電気通信設備は、法 33 条第 1 項の規定により指定された第一種指定電気通信設備であり、本基準に基づく公表は不要

(3) 申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

⇒ 規則第 14 条第 2 号の 2 に掲げる第一号基礎的電気通信役務は地方公共団体の要請に基づく提供を前提としており、当該役務に係る業務区域の範囲の基準は総務省令で規定されていない。